平成２７年（フ）第５３４号
京都市下京区綾小路通麩屋町西入塩屋町59番地　アクティ綾小路303号
債務者　大米　朝子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６１８号
京都府八幡市男山泉13番地10、前住所京都市左京区聖護院蓮華蔵町31番地　東山二条801
債務者　水上　飛志
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６３０号
京都府八幡市八幡盛戸23番地の11
債務者　山口　時秀
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６３１号
京都府八幡市八幡盛戸23番地の11
債務者　山口ケイ子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６４５号
京都府八幡市男山長沢20番地11　コーポ大黒Ｃ102
債務者　岩田　聡美（旧姓中）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６５８号
京都市西京区上桂森下町25番地１
債務者　楢木野育久子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
兵庫県姫路市勝原区下太田584番地３　県営姫路勝原第２鉄筋２号棟107号室
債務者　春木美智子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４２２号
広島市安佐南区伴東５丁目21番19―104号
債務者　金森　善朗
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９３号
広島市佐伯区八幡が丘２丁目16番９号
債務者　龍野　昭悟
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９４号
広島市佐伯区八幡が丘２丁目16番９号
債務者　龍野由里子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４６号
福岡市博多区諸岡３丁目33番24―302号
債務者　吉田美和子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０４７号
福岡県宗像市自由ヶ丘２丁目14番地６　パークアベニュー自由ヶ丘408号
債務者　東　知佐子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０６２号
福岡市東区舞松原４丁目15番1624号
債務者　小林　未吉
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０６３号
福岡市博多区竹丘町２丁目５番１号
債務者　森行　利和
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０６７号
福岡市東区土井１丁目７番35号
債務者　田中須美子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０７８号
福岡市東区名島３丁目12―23―３　クレフラスト103Ｃ、住民票上の住所山口県下関市上田中町２丁目15番14号
債務者　豊永　真也
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８号
福岡県大川市大字大野島406番地７
債務者　古賀　恒夫
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
山梨県甲斐市西八幡3328番地　フレグランス秋山Ｂ202
債務者　加々美千夏
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係